

生食輸発1120第1号  
平成27年11月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産パプリカの検査命令免除輸出業者の変更)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年11月2日付け生食輸発1102第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、登録輸出業者について名称変更の連絡があったことから、同通知の別表20を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。